

道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱

第一 道路法施行令の一部改正

一 国土交通大臣が道路管理者に代わって行う権限の追加等

1 国土交通大臣が道路管理者に代わって行う権限として、占有物件の維持管理に係る措置命令の権限及び重要物流道路等の維持又は災害復旧に関する工事に係る権限を追加するとともに、その場合の技術的読替えを定めるものとする事。

(第一条の七及び第五条の二関係)

2 国土交通大臣が重要物流道路等の維持又は災害復旧に関する工事に係る道路管理者の権限を代行する場合における当該道路の路線名等の告示、道路管理者への意見の聴取及び都道府県等が国庫に納付する負担金の額の通知等について定めるものとする事。

(第二条、第六条、第二十一条及び第二十三条関係)

二 指定区間内の国道に係る沿道区域の指定の基準

指定区間内の国道に係る沿道区域の指定は、地形、地質その他の状況を勘案して、落石、土砂の崩壊その他の道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼす事象が発生するおそれがある土地の区域につ

いて行うものとする。

(第三十五条の三関係)

三 その他所要の改正を行うものとする。

第二 道路整備特別措置法施行令の一部改正

一 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構等が行う道路の管理についての道路法の規定の適用について、技術的読替えを定めるものとする。

(第十五条及び第十六条関係)

二 その他所要の改正を行うものとする。

第三 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令の一部改正

一 特定連絡道路工事施行者の要件として、特定連絡道路の工事に関し適切な工事实施計画を有する者であること等を定めるものとする。

(第五条関係)

二 特定連絡道路に関する工事に係る資金の貸付けの条件の基準は、貸付金の償還期間が二十年(五年以内の据置期間を含む。)以内であり、かつ、その償還が均等半年賦償還の方法によるものであること等とする。

(第六条関係)

三 その他所要の改正を行うものとする。

第四 高速自動車国道法施行令の一部改正

一 道路法第二十五条第一項の規定により道路法等の規定を適用する場合の技術的読替えを定めるものとする。
(第十二条及び第十三条関係)

二 その他所要の改正を行うものとする。

第五 道路構造令の一部改正

セミトレーラ連結車に係る設計車両の高さ及び建築限界の高さについて、重要物流道路である普通道路における基準を定めるものとする。
(第四条及び第十二条関係)

第六 附則

一 この政令は、道路法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年九月三十日）から施行するものとする。
(附則第一条関係)

二 所要の経過措置を定めるものとする。
(附則第二条関係)

三 その他所要の改正を行うものとする。